

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和3年6月1日(火)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時10分  
場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	青木敏郎	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

(書記)

総務部部長(書記長)	清水創一	総務課主任主査(書記)	窪田大輔
総務部次長(書記)	小野田浩司	総務課主査(書記)	横田竜一
総務部副参事(書記)	服部誠	総務課主事(書記)	倉内菜穂
総務課副主幹(書記)	鈴木正康		

公開の状況 公開(議題(1)及び(3)については非公開)

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 専決処分について(委員長報告)

(2) 選挙人名簿定時登録(令和3年6月)について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(6月定時登録)

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

(3) 令和3年執行予定みよし市長選挙の日程について

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。始めに、年度が改まり、事務局に異動がありましたのでご挨拶させていただきます。</p>
書記	<p>&lt;自己紹介&gt;※異動のあった職員のみ</p>
小野田書記	<p>続きまして、青木委員長より御挨拶をお願いします。</p>
青木委員長	<p>&lt;挨拶&gt;</p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
青木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について（委員長報告）について、事務局から説明をお願いします。</p>
横田書記	<p>議題（1）の専決処分について、事務局より説明いたします。1ページを御覧ください。記載の1名の方について、在外選挙人名簿への登録を当委員会にて行いました。表には、登録を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。</p> <p>2ページを御覧ください。こちらは、今回登録した方の被登録資格について確認をした結果になります。①在外選挙人名簿に既に登録されていない者であること、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していること、</p> <p>これら7点について本籍地の市長に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録しましたので御報告いたします。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、よろしくお願いします。</p>

三井委員	<p>基本的に本人が転出先で申し出て登録されるのでしょうか。それと、今年選挙があるので申し出てきたのか、選挙のない年でも申出があるのか。それから、最終住所地が受付先となるのか、その辺のところを教えてください。</p>
横田書記	<p>転出先の領事館を経由して申請書が届きますので、滞在されている領事館で申請していただきます。</p>
三井委員	<p>今回の場合ですと本人が領事館に申し出るわけですか。</p>
横田書記	<p>はい、領事館に申請書がありますので。そして申請書が空輸などでこちらに送られてくるということになります。</p>
三井委員	<p>そうすると、選挙があるから申し出るのか、選挙に関係なく申し出るのかは、その人の気分次第ということですか。</p>
横田書記	<p>先を見越して申請される方もいらっしゃいますし、選挙の時期が近づいてきたからという方もいらっしゃいます。今回は、衆議院議員総選挙が控えておりますので、この点を踏まえて申請されたのではないかと思います。</p> <p>この名簿に登録ができる場所としましては、最終住所地の選挙管理委員会となっておりますので、最終住所地であるみよし市に今回申請がなされたということになります。</p> <p>補足として、今回の申請のように滞在先で3か月経過した後、領事館を経由して申請される場合と、既に選挙人名簿に登録がある方ですと、出国時にそのまま選挙人名簿から在外選挙人名簿に移すという手続もあります。この場合ですと、滞在先で3か月経過しなくとも、選挙があった際は投票ができるというものになります。</p>
青木委員長	<p>他に質問はないでしょうか。</p> <p>それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題1 専決処分について（委員長報告）について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無しの声&gt;</p>
青木委員長	<p>御異議ないようですので、議題1 専決処分について（委員長報告）は、承認されたものといたします。続きまして、議題2 選挙人名簿定時登録（令和3年6月）について、事務局より説明をお願いします。</p>

続きまして、議題2 選挙人名簿定時登録（令和3年6月）について事務局より説明いたします。3ページを御覧ください。こちらは令和3年6月定時登録における資格要件になります。1 定時登録の基準日及び登録日は、令和3年6月1日（火）、本日となります。2 登録要件は、（1）、（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、本日現在において、年齢満18年以上の者になります。（2）住所要件としては、ア 令和3年3月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和3年2月1日から令和3年5月31日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。

3 抹消者については、（1）から（3）までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（1）は、令和3年1月31日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（2）は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。（3）は、欠格事項に該当した場合です。

4 その他「転出者」で表示される者とは、令和3年2月1日以降の転出者であり、先程の2登録要件の（2）住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。

続きまして4ページを御覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和3年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,708人、女23,527人であり、合計48,235人 となります。ページをめくっていただき、以下、5ページは投票区ごとの内訳表、6ページは世代ごとの内訳表、7ページは前回と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男23人、女18人、合計41人となります。ページをめくっていただき、9ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は965となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。次のページを御覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請

横田書記	<p>求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、16,079人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。以上が事務局からの説明となります。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。</p>
三井委員	<p>登録された後、亡くなられた場合はどのようになるのでしょうか。</p>
横田書記	<p>次の定時登録まで名簿に登録されたままとなります。</p>
三井委員	<p>その方へ入場券は送付されてしまうのですか。</p>
鈴木書記	<p>選挙の際は改めて選挙人名簿を登録させていただきますので、亡くなられた方においては、このときに名簿から抹消されております。</p>
横田書記	<p>選挙の際はこの会議を開催させていただき、改めて選挙人名簿を登録し直すこととなります。</p>
青木委員長	<p>他に質問はないでしょうか。  それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題2 選挙人名簿定時登録（令和3年6月）について、御異議ございませんか。</p>
	<p>&lt;異議無しの声&gt;</p>
青木委員長	<p>御異議ないようですので、議題2 選挙人名簿定時登録（令和3年6月）については、承認されたものといたします。続きまして、議題（3）令和3年執行予定みよし市長選挙の日程について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>議題（3）令和3年執行予定みよし市長選挙の日程について説明させていただきます。前回3月の選挙管理委員会でも御案内させていただきましたが、本年の12月7日の市長の任期満了に伴いまして、みよし市長選挙の日程を、本日の会議でお決めいただきたいと思っております。なお、本日の会議で日程をお決めいただいた後には、各報道機関、区</p>

鈴木書記	<p>長など、関係機関に、日程を情報提供して周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明については以上となります。</p> <p>【事務局からの説明後、委員により協議を行い、以下のとおりの日程となった】</p> <p>○告示日 11月14日 ○選挙期日 11月21日 ○立候補予定者説明会 10月21日</p>
青木委員長	<p>それでは、これもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日はお疲れ様でした。</p>